

9月1日は防災の日

防災用品のあっせん

防災用品のあっせんを行って... 災害に備え、防災用品を準備しておきましょう。詳細は防災課(区役所隣防災センター4階)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各出張所・豊洲特別出張所にあるチラシ「防災用品あっせんの案内」または区ホームページをご覧ください。

「あっせん品防災セット、ヘルメット、家具転倒防止器具、アルファ化米、保存水、災害用トイレなど27品目」

「申込みできる方」区内在住・在勤の方「納品」自宅または勤務先(いずれも区内に限る)に配送します。注文生産品もあり、お届けまで2か月程度かかる場合があります。

家庭用消火器のあっせん

初期消火で火災の被害を最小限に

火災の初期消火に効果的な家庭用消火器の購入および薬剤詰替のあっせんを行っています。

消火器あっせん価格(消費税含む)

	消火器購入			薬剤詰替		
	強化液 1リットル	粉末 2.0kg	粉末 3.0kg	粉末 1.5kg	粉末 2.0kg	粉末 3.0kg
協定価格	6,980円	6,224円	8,600円	3,369円	4,092円	5,540円
区助成額	1,400円	1,300円	1,500円	820円	890円	1,030円
あっせん価格	5,580円	4,924円	7,100円	2,549円	3,202円	4,510円

※品物と引き換えにあっせん価格をお支払いください。
※粉末1.5kgについては薬剤詰替のみをあっせんで今年度も引き続き行います。
※古い消火器については右表の価格で引き取りを行います(消火器購入者のみ)。

引き取り価格

	リサイクルシール	あり	なし
協定価格		1,080円	1,580円

「数量あっせん品目を問わず1世帯に1本まで」
「納品申込受付後、納品業者・納品期日等を郵送でお知らせします。納品時に業者が持参する委任状に捺印し、代金を支払ってください。申込後、納品までに1か月程度かかります。」
「防災課災害対策係(区役所隣防災センター4階1番)に電

消防団員募集

地域防災の要として活動を

区内にある深川・城東の消防団は、仕事や学業などのかたわら、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、地域防災の要として幅広い活動を行っています。

区内にある深川・城東の消防団は、仕事や学業などのかたわら、「わがまちを災害から守る」という使命感のもと、地域防災の要として幅広い活動を行っています。

消防団への入団資格

消防団員の入団資格は、各消防団の要約書をご覧ください。



電話(3631)1746

高齢者・障害者の家庭の防災対策に

家具転倒防止器具の設置・防災ベッド設置費用の助成

区では、地震等のいざというときに備え、高齢者・障害者の世帯に対し、次の事業を行っています。下表の申込・問合せ先にある申請書に記入のうえ、お申し込みください。

家具転倒防止器具を無料で設置

転倒防止器具で家具を固定し倒れにくくすることで、地震の際に、室内にいる人が家具の下敷きになることを防ぎます。

「内」たんす・食器棚などの家具に3点まで無料で設置

「利用条件」過去に本事業で設置を行っていない世帯・借家の場合、建物所有者の了解を得て

「内」昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(平屋または2階建の戸建住宅、併用住宅、長屋または共同住宅)に居住し、防災ベッドの設置場所を1階に確保できる②年間所得世帯合計

傷ついた心に寄り添うために

DV・モラルハラスメントを学ぶ

夫や恋人からのDV(ドメスティック・バイオレンス)やモラルハラスメント(精神的な暴力)などによって傷ついた女性や、そのような方力になりました。女性のための講座です。

「時」9月29日(木)午前10時～正午「場」男女共同参画推進センター(扇橋3-22-2パルシテイ江東内)「人」女性30人(申込順)「費」無料「師」池田ひかり(明治学院大学ハラスメント相談支援センター専門相談員)

「時」9月5日(月)午前9時から男女共同参画推進センターに電話または窓口で

「時」9月15日(木)必着「電話」窓口またはファクス、はがきに①講座名②氏名・フリ

区分	対象	申込・問合せ先
高齢者世帯 家具転倒防止器具	65歳以上の高齢者のみの世帯の方	介護保険課在宅支援係(区役所3階4番) ☎3647-4319、FAX3647-9466 各長寿サポートセンター・各長寿サポート(本紙2・3面下部参照)
障害者世帯 家具転倒防止器具	身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方のいる世帯(※)	障害者支援課(区役所隣防災センター2階15・16番) 身体障害相談係 ☎3647-4953、FAX3647-4910 愛の手帳相談係(家具転倒防止器具のみ) ☎3647-4954、FAX3647-4910
障害者世帯 防災ベッド	身体障害者手帳1級・2級の方のいる世帯(※)	

※障害者のみの世帯または、同居の家族が65歳以上の世帯であること